

佐賀県訓令甲第15号

本庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第3（第4条、第5条関係）					別表第3（第4条、第5条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略					略				
薬務課	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務		1・2 略 3 医療機器等の製造業（知事の登録に係るものに限る。）の登録の取消し、業務の停止その他行政処分に関すること	1・2 略 3 医療機器等の製造業（知事の登録に係るものに限る。）の登録に関すること 4～20 略	薬務課	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務		1・2 略 3 <u>医薬品、医薬部外品及び化粧品</u> の <u>保管のみ</u> を行う製造所並びに医療機器等の製造業（知事の登録に係るものに限る。）の登録の取消し、	1・2 略 3 <u>医薬品、医薬部外品及び化粧品</u> の <u>保管のみ</u> を行う製造所並びに医療機器等の製造業（知事の登録に係るものに限る。）の登録に関すること 4～20 略

改正前						改正後				
				4～8 略					業務の停止その他行政処分に関すること 4～8 略	
略						略				

附 則

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。